

### 3. 事業計画

#### 3.1 事業計画の枠組み

##### 3.1.1 事業計画の体系

- 事業計画の施策体系は、保全計画に定めた基本理念および3つの基本方針（保全・整備・運営）の内容に即し、次の体系図のとおりとする。この3つの方針を大きく6つの事項に分類しそれらを推進する16のプラン、39の取組で構成する。

		プラン	取組	Page		
基本理念	保全	生物の生息地保全	野生生物生息地プラン	注目種の保全 外来種の対策 その他の生物の保全	17	
			湿地保全活用プラン	湿地の保全 湿地の整備 湿地の活用	19	
		樹林管理	アカマツ林復活プラン	アカマツ林として復活 健全なマツの管理 枯木、病虫害木の処理	21	
			住宅地隣接森林整備プラン	住環境等の保全	24	
			人工林保全活用プラン	人工林としての保全 広葉樹林への転換 木材資源の利用	28	
			広葉樹林保全活用プラン	里山林の復活 多様な植生の回復 自然の遷移にゆだねる保全 木材資源の利用	32	
				施設整備	施設プラン	管理運営施設の整備 教養施設の整備 休憩施設の整備 便益施設の整備
		整備	通路プラン	幹線通路の整備 散策路の整備 観察用通路の整備 展望広場の整備	39	
				自然観察の場プラン	自然環境調査 自然観察の場等の整備	42
				安全安心整備	バリアフリープラン 安全対策プラン	43 45
			運営	協働システム	運営組織プラン	青梅の森運営協議会(仮称)の設置 森の会(仮称)の設置
		情報発信の場			情報発信	49
		運営システム		管理費の確保プラン	行政等の補助 企業スポンサー 林産物収益	50
				運営モニタリング調査	運営モニタリング調査	51
				周辺施設との連携	施設の活用	52

### 3.1.2 生物の生息地等の保全～多様な動植物の生息地となる環境にしていきます～

#### (1) 野生生物生息地プラン

##### 1) プランの目的

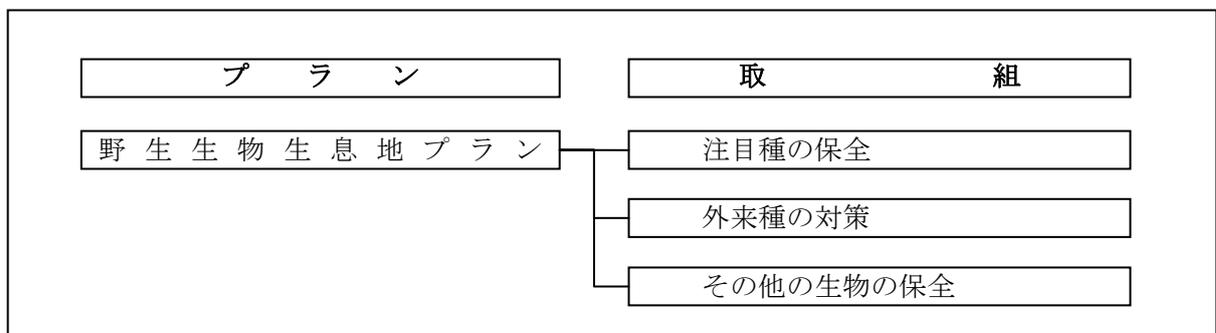
- 野生動植物は生態系の重要な構成要素であり、自然環境の一部として人々の生活に欠かすことのできないものである。このことから、生物多様性<sup>※14</sup>に配慮した良好な自然環境となるよう野生動植物の生息地および生育地として保全していく。

##### 2) 現状について

- 青梅の森は、40年以上放置されていた状況にある。その放置により、里山<sup>※16</sup>として管理されていた当時の生物相が大きく変容している。

##### 3) 事業計画の体系

- 野生生物生息地プランは、次の体系により構成する。



#### 4) 取組

##### 注目種の保全

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律等、動植物の保全に関する法令を遵守する。
- 自然環境調査を実施し、注目種の生息地および生育地を確認する。
- 専門家の助言を受け、注目種の生息に必要な、環境の保全または整備を行う。
- 注目される動植物について、整備を行った後の経過を定期調査し、必要に応じて立入り制限を行う等の対策を行う。

##### 外来種の対策

- 特定外来生物<sup>※23</sup>による生態系等に係る被害の防止に関する法律等、外来の動植物に関する法令を遵守する。
- 自然環境調査を実施し外来種の生息地および生育地を確認する。
- 専門家の助言を受け生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものまたは及ぼすおそれのある特定外来生物が確認された場合、その駆除等を行う。

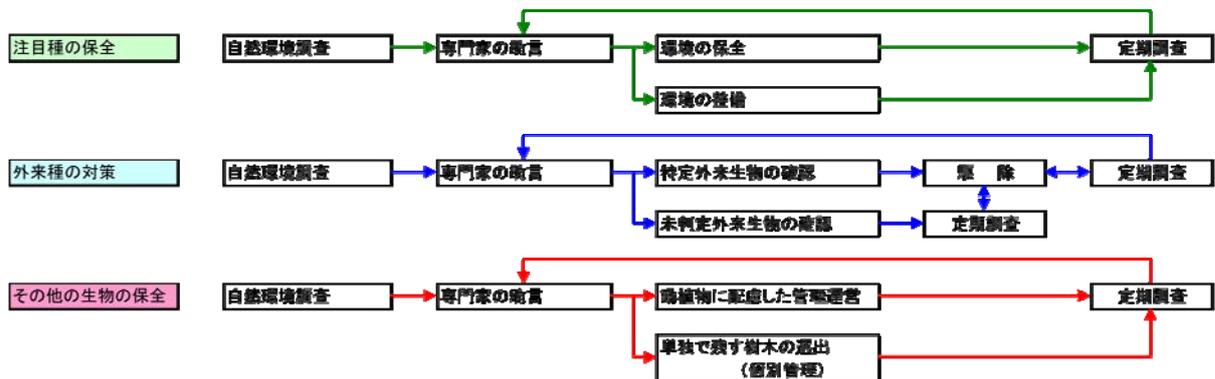
※23 特定外来生物：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において、生態系、人の生命・身体、農林水産物に被害を及ぼしたり及ぼすおそれのある外来生物の中から、規制・防除の対象とするものを指す。

- 前項の動植物が、駆除されているか定期調査等による確認を行い、さらに生息および生育が確認された場合にその都度駆除等の対策を行う。
- 未判定外来生物<sup>※24</sup>が確認された場合、周囲への影響等を定期調査し、影響が出ないうちに駆除の必要性について検討し、対策を行う。

その他の生物の保全

- 自然環境調査を実施し、野生動植物の生息地および生育地を確認する。
- 専門家の助言を受け通常の管理運営において、動植物が良好に生息および生育できるように配慮する。
- 管理運営が適正かどうか指標となる動植物を選定し、定期調査する。
- 特定の樹木を選出し、樹林の管理とは別に、単木で残す大径木や名木を個別に管理する。  
(例：青梅の森 名木100選)

野生生物生息地プランでは、生物多様性<sup>※14</sup>を回復・保全していくため、次のとおり対応する。



5) 実施主体

- 青梅の森の管理者である青梅市が主体的に取組を行う。  
なお、安全が確保できる作業等は、青梅市がボランティア等との協働により実施する。

※24 未判定外来生物：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において、特定外来生物とは別に、生態系、人の生命・身体、農林水産物に被害を及ぼす疑いがあるか、実態がよくわかっていない海外起源の外来生物を指す。

## (2) 湿地保全活用プラン

### 1) プランの目的

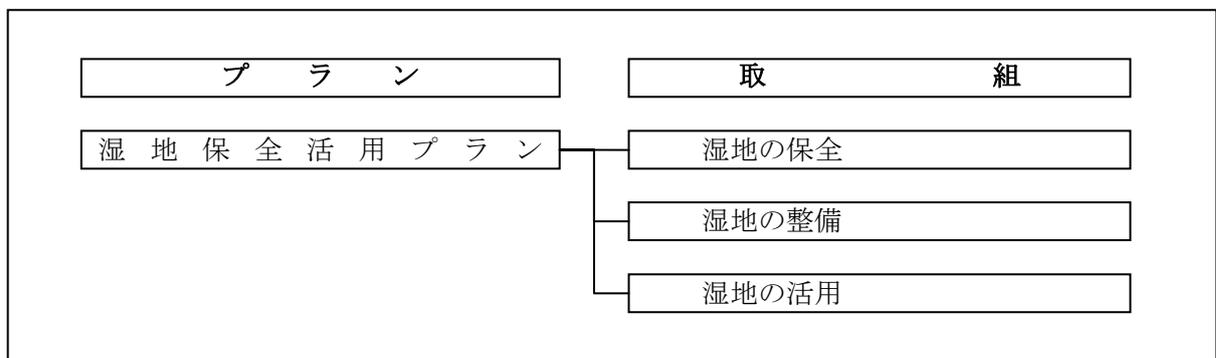
- 青梅の森には多数の水路や水田跡等の湿地が残っており、注目種も含め多様な生物が生息している。こうした湿地環境を保全し、一部は水田の復元や水路の整備等、人と生物が共存できる環境をつくっていく。

### 2) 湿地の現状について

- 青梅の森の湿地は、長年放置されていた状況で荒れた部分もあり、水田跡およびその周辺の水路等の水辺は自然に遷移<sup>※19</sup>している状態である。この湿地には、水生生物を中心とした多くの動植物が生息している。

### 3) 事業計画の体系

- 湿地保全活用プランは、次の体系により構成する。



### 4) 取組

#### 湿地の保全

- 自然環境調査を実施し、注目種を含め動植物の生息等の湿地環境を確認する。
- 専門家の助言を受け、水辺空間として良好であるよう現況の環境を保全し、必要に応じて草刈り等の管理を行う。
- 草刈り等を行った後、経過を定期調査し、注目種等が確認された場合には、必要に応じて立入制限等の対策を行う。

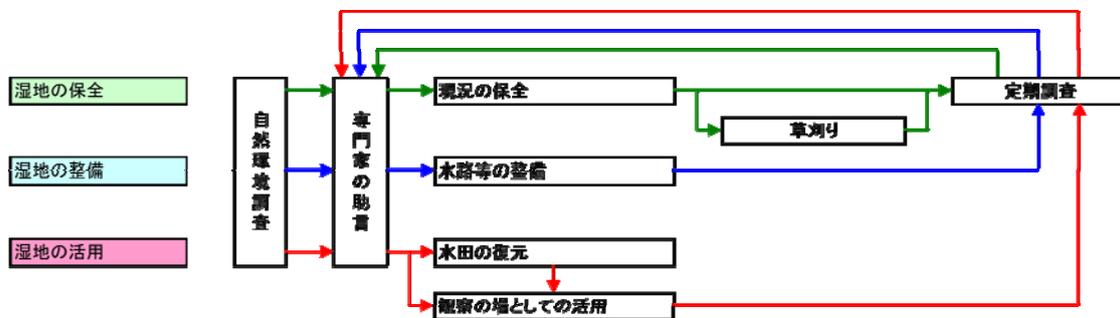
#### 湿地の整備

- 自然環境調査を実施し、土砂の堆積等による乾燥化のために生物等に影響が出る可能性がある場合、専門家の助言を受け問題を改善するため必要な対策を行う。
- 一部の湿地については、水辺空間の確保または水生生物等の生息のため、必要に応じて水路等の整備を行う。

湿地の活用

- 自然環境調査を実施し、一部の水田跡の湿地については、水田の復元を図る等、体験学習の場として活用する。
- 水田の復元に際しては専門家の助言を受け、水抜けの調査、畦畔<sup>※25</sup>の修繕等を行う。
- 周辺の稲作農家との協力関係を確立し、水田耕作の助言を受けながら適正な管理運営を行う。
- 湿地を自然環境の観察の場として活用できるよう、木道・道標等の設置を行う。

湿地保全活用プランでは、多様な水生生物の生息場所を保全するため、次のとおり対応する。



5) 実施主体

- 湿地環境の保全は管理者である青梅市が主体的に行う。
- 水田の作業は、青梅市がボランティア等との協働にもとづき実施する。

※25 畦畔：田畑の端にあって、通行、施肥、保水など、田畑本来の用途である耕作以外の用途に供せられる細長い土地部分のこと。「あぜ」、「くろ」とも呼ばれる。

### 3.1.3 樹林管理～自然と人が共存できる里山として保全していきます～

#### (1) アカマツ林復活プラン

##### 1) プランの目的

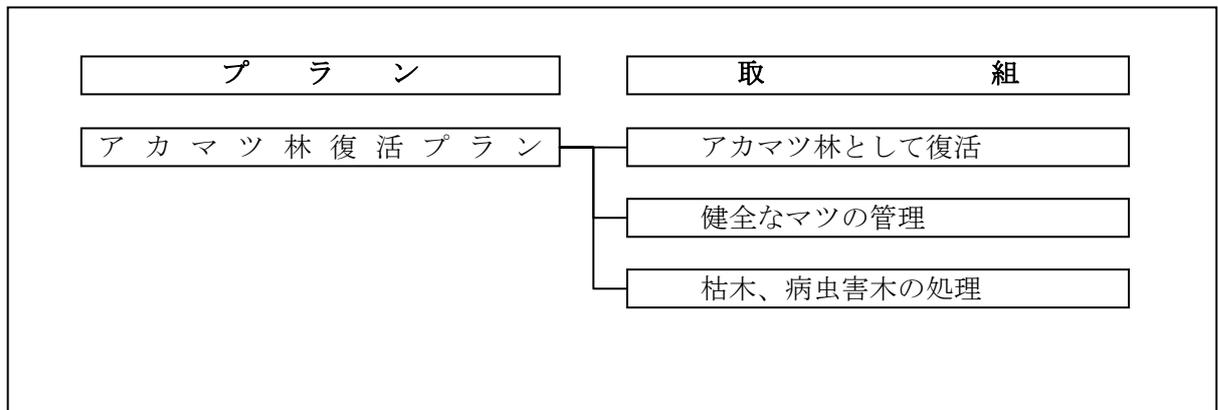
- アカマツ林は資源として利用されるとともに、固有の生物相や景観を形づくってきた植生である。マツは、長寿を指す縁起の良い木とされ、庭木や盆栽、松脂等、様々な分野で利用され日本人と親しく付き合ってきた。アカマツを林として復活するためには、林床<sup>※13</sup>を明るい状態にし、マツ枯れ被害木の伐採<sup>※11</sup>・処分や天然下種更新<sup>※20</sup>の促進等を行う。尾根沿いに点在する健康なアカマツの保全には樹幹注入等の適正な管理を行う。

##### 2) 現状について

- 青梅の森のアカマツは、かつては稜線<sup>※2</sup>を覆うように広範囲に広がっていたとされている。青梅の森保全計画の植生図におけるアカマツ林は概ね2.4ヘクタールとしているが、マツノザイセンチュウによるマツ枯れが急速に拡大し、現存するアカマツ642本（健全なマツ324本、病虫害木108本、枯木210本）も、このまま放置すれば近い将来において青梅の森から消滅することも危ぐされる現状にある。

##### 3) 事業計画の体系

- アカマツ林復活プラン（点在するアカマツ保全を含む。）は、次の体系により構成する。



##### 4) 実施範囲

- 現地状況を確認し、アカマツ林として復活させ保全を図る重点区域を設けて実施する。
- 尾根沿いに点在するアカマツの保全を図る。

##### 5) 取組

###### アカマツ林として復活

- 専門家の助言を受けアカマツ林としての復活を図る。
- 天然下種更新を促進するため、重点区域の樹木の伐採を行う。
- アカマツの実生が生育しやすい環境を創出するため、定期的の下草刈りや落ち葉かき等を行い、腐植質の堆積を防止する。

- アカマツ林の復活を図る重点地区において、実生の発生が確認できない場所に植林を行う。
- 植林するための苗木は、圃場を確保し生産する。
- 植林した苗木は、シカの食害等に留意する。

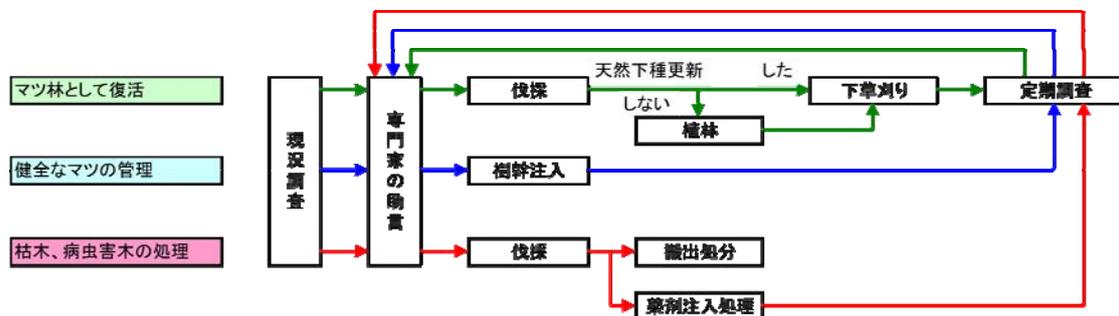
健全なマツの管理

- 専門家の助言を受け管理を行う。
- 健全なマツの中から主要なものについては、マツ枯れの要因となるマツノザイセンチュウに効果のある薬剤を直接注入し、マツ枯防止を図る。

枯木、病虫害木の処理

- 専門家の助言を受け管理を行う。
- 確認された枯木、病虫害木は伐採<sup>\*11</sup>、搬出（または薬剤注入処理等）を行い、被害の拡大を防止する。
- 搬出が難しい病虫害木は伐採後、薬剤散布等を行い、病虫害被害の拡大を防止する。

アカマツ林復活プラン（点在するアカマツ保全を含む。）では、被害木の伐採・処分や天然下種更新<sup>\*20</sup>の促進等に対して、次のとおり対応する。



6) 実施主体

- 青梅の森の管理者である青梅市が枯木・病虫害木の伐採処分を主体的に行う。
- アカマツ林形成に障害となる樹木等の伐採や定期的な下草刈り等、アカマツ林復活に向けた管理作業については、青梅市がボランティア等との協働にもとづき実施する。
- 尾根沿いに点在するアカマツ保全について、樹幹注入等の管理作業は青梅市が行う。

7) 実施時期

- アカマツの分布状況やマツ枯れの状況等の調査を踏まえ、順次取組を実施する。

# アカマツ分布図

